

改正割賦販売法に伴う「カードショッピング」ご利用に関するお知らせ

株式会社宮崎信販

平成22年12月に過剰なクレジットの利用の防止を内容とした改正割賦販売法が完全施行されます。これにより、クレジット会社はお客様の年収やご利用状況等に基づいた「支払可能見込額」の調査とこれに応じたショッピングご利用可能枠の設定が義務付けられます。

◆支払可能見込額について

・支払可能見込額とは・・・ 利用者が日常生活を維持するのに必要な支出等を除き、1年間のクレジットの支払いに充てられる金額を言います。

・支払可能見込額の算出式 $\text{支払可能見込額} = \text{①年収額} - \text{②年間請求予定額} - \text{③生活維持費}$

- ① 年収額： 現在当社にご申告いただいている年収
 ② 年間請求予定額： お客様が今後1年間に支払予定のあるクレジットお支払金額合計
 ※但し、翌月一回払いを除きます。

《年間請求予定額の対象となる取引》 2回払い以上の分割払い
 ボーナス一括払い・二括払い
 リボルビング払い
 据え置き払い

- ③ 生活維持費： 経済産業省で定められた下表の生活維持費にお客様の住居地における地域補正率を乗じたもの

			生計を同一とする者の人数			
			1人	2人	3人	4人
居住費	住宅ローン・家賃支払 無し		90万円	136万円	169万円	200万円
	住宅ローン・家賃支払 有り		116万円	177万円	209万円	240万円

◆ショッピングご利用可能枠

支払可能見込額に経済産業省が定める割合を乗じたものが対象商品(※)のご利用可能枠となります。

※対象商品 2回払い以上の分割払い
 ボーナス一括払い・二括払い
 リボルビング払い
 据え置き払い

お客様のご利用可能枠 ≤ 支払可能見込額 × 経済産業省が定める割合

◆支払可能見込額の調査を行なう時期

1. お持ちいただいているクレジットカードの有効期限を更新する場合
2. 新たに当社クレジットカードのお申込みをいただいた場合
3. お持ちいただいているクレジットカードのご利用可能枠を増額する場合

※クレジット債務の状況については、「指定信用情報機関」を利用して他社のクレジット利用実績を調査いたします。
 ※上記調査や当社の審査の結果、ご利用可能枠を変更する場合や新しい有効期限のカードが発行できない場合がございます。
 予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

MCコールセンター

TEL 0985-28-2511

受付 平日9:00~17:00